

令和 6 年度

高圧ガス製造施設等への保安検査 及び立入検査結果について

（令和 7 年度用保安検査及び立入検査参考資料）

岐阜県危機管理部消防課

○ 目次

1) 令和6年度保安検査・立入検査結果の概要	3
2) 令和7年度保安検査・立入検査について	4
3) 令和7年度保安検査・立入検査重点指導事項について	7
4) 製造・貯蔵・消費に係る連絡事項	9
5) 高圧ガス事故関係	
・高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領	13
・高圧ガス保安法関係 災害事故概要	22

令和6年度保安検査・立入検査結果の概要

令和6年度の保安検査及び立入検査の結果、下記の指摘事項がありました。

令和6年度保安検査・立入検査指摘事項

設備台帳：設備台帳を整備すること
設備台帳：設備の更新記録を記載すること
設備台帳：鉛筆ではなく、ボールペン等消えないもので記載すること
帳簿：容器の収受記録をつけること
帳簿：帳簿の修正を行う場合は二重線を引き訂正すること
容器固定金具：容器固定金具に緩みがないようにすること
危害予防規定：新たに規定した場合や変更した場合は届け出ること。
危害予防規定：定期的に内容を見直すこと（特に大規模震災対策）
保安教育：保安教育計画を計画どおりに実施し記録を残すこと
保安教育：保安教育の実施状況を記載すること
保安統括者：選任して届出すること
日常点検：未実施・未記載を無くすこと
日常点検：記載漏れがないようにすること
日常点検：記載にはボールペン等消えないものを使用すること
届出：設備位置や代表者等の変更届を提出すること
周知義務：販売等事業者にあつては1年に1回以上高圧ガスによる災害の発生防止に関して周知を行い記録すること。
可燃性ガスの貯蔵：貯槽ガス名の表示が不鮮明であるため交換すること
可燃性ガスの貯蔵：容器の転倒転落防止措置を設けること
貯槽冷却装置：目詰まりを改善すること
防消火設備：配管の損傷や散水設備の目詰まり
防消火設備：消火ポンプ不良
防消火設備：消火器メーカー推奨期限切れ
通報設備：設置場所不良
通報設備：予備電源不良
通報設備：携帯用拡声器の作動不良
ガス漏えい検知警報設備：予備電源不良
バルブ誤操作防止：バルブ開閉札が不鮮明
警戒標：適切な警戒標を設置すること
警戒標：経年劣化により不鮮明であるため、新しくすること
その他：圧力ゲージ計内のパッキンの不良が認められるため交換すること

令和 7 年度保安検査・立入検査について

I 対象事業所

高圧ガス保安法に基づき県等が実施する保安検査及び立入検査（以下「検査」という。）は、次のとおり計画的に実施しています。

検査種別	対象事業所	実施周期
保安検査	第 1 種製造事業所（市町村で保安検査を受けようとする事業所）	高圧ガス保安法に定める周期
立入検査	第 1 種製造事業所（指定保安検査機関受検事業所）	1 回／3 年
	第 1 種貯蔵所	1 回／3 年
	特定高圧ガス消費事業所	1 回／3 年
	上記に掲げる以外の高圧ガス保安法適用事業所	必要な都度

II 検査実施者

県では、高圧ガス保安法に関する事務を全市町村に権限移譲していますので、事業所の所在地により異なります。

権限移譲先市町村（以下「市町村」という。）については、別紙一覧表のとおりです。

III 保 安 検 査

【検査日程】

- (1) 市町村が検査日程を決定します。
- (2) 保安検査を市町村で受検しようとする場合は、速やかに市町村に連絡し日程調整してください。また、指定検査機関等で受検する場合も、事前に連絡してください。
- (3) 高圧ガス保安法の保安検査対象事業所で、液化石油ガス法の許可を受けた移動式製造設備を有している事業所は、液化石油ガス法の保安検査も原則として同日に実施します。

【保安検査申請】

- (1) 検査予定日の 30 日前までに市町村へ保安検査申請してください。ただし、4 月検査予定事業所の申請時期については、予め管轄消防本部と御相談下さい。
- (2) 申請書に「製造事業所・貯蔵所の状況」「設備の概要」（様式は講習資料中にあり）及び付近の案内図を添付してください。

- (3) 申請書の所在地欄に郵便番号及び電話番号を、欄外に担当者所属及び氏名を必ず記入してください。

【受検体制等】

- (1) 検査には、保安係員が必ず立ち会ってください。
- (2) 検査内容は、現地確認（作動検査含む。）及び書類検査とします。
※「作動検査」とは、標準ガスによるガス漏れ警報器の作動検査や発泡液等による漏えいの有無の確認などをいいます。（以下同じ）
- (3) 保安検査に併せて立入検査も実施します。
- (4) 改善報告の指導を受けた場合は、市町村の担当者の指示により報告してください。
- (5) 文書による改善報告を求めるのは主に次の場合です。
- ① 製造設備の技術上の基準に関し、検査時に改善が確認できない場合
 - ② 前年度口頭指導した内容が改善されていない場合
 - ③ その他保安上重要な事項に不備がある場合

Ⅳ 立 入 検 査

【検査日程】

- (1) 市町村が検査日程を決定します。

【受検体制等】

<第1種貯蔵所>

- (1) 高圧ガス設備管理担当者（消費事業所にあつては特定高圧ガス取扱主任者）が立ち会ってください。
- (2) 検査実施時に、「製造事業所・貯蔵所の状況」及び「設備の概要」を提出してください。
- (3) 検査内容は、現地確認（作動検査含む。）及び書類検査（定期自主検査結果は3年分、その他は直近1年分）とします。→準備する書類は検査通知書に記載
- (4) 立入検査には、原則としてガス供給業者も立ち会ってください。

<指定保安検査機関による保安検査受検事業所>

- (1) 立入検査には、保安係員が立ち会ってください。
- (2) 検査実施時に、「製造事業所・貯蔵所の状況」及び「設備の概要」を提出してください。
- (3) 検査内容は、現地確認（作動検査は除く。）及び書類検査（保安検査結果は3年分、その他は直近1年分）とします。

高圧ガス保安法関係事務の権限移譲先一覧

県では、平成１８年度から高圧ガス保安法関係事務（試験、免状関係を除く。）を希望する市町村に権限移譲しています。
権限移譲先市町村に存する高圧ガス保安法関係事業所については、それぞれの市町村が所管することになり、当該市町村において許認可事務や立入検査などを行います。
平成２８年４月１日にすべての市町村に権限移譲が完了しました。
また、平成３０年４月１日から岐阜地域の消防広域化のため、山県市消防本部及び本巣消防事務組合消防本部で行っていた事務については、岐阜市消防本部で行っています。

担当市町村		担当窓口		連絡先等			担当市町村		担当窓口		連絡先等				
岐阜地区	岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町	岐阜市消防本部 予防課 〒500-8812 岐阜市美江寺町2-9		T E L	058-262-7163	F A X	058-263-6065	可茂地区	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂消防事務組合消防本部 予防課 〒505-0044 美濃加茂市加茂川町3-7-7	T E L	0574-26-0515	F A X	0574-25-4899	
	羽島市	羽島市消防本部 予防課 〒501-6244 羽島市竹鼻町丸の内9-26	T E L	058-392-4579	F A X	058-393-0552	E-mail				yobou@kamo-fire.jp				
			E-mail sh-yobou@city.gifu.gifu.jp												
	各務原市	各務原市消防本部 予防課 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69	T E L	058-382-3137	F A X	058-382-5955									
E-mail syyobo@city.kakamigahara.lg.jp															
羽島郡（岐南町、笠松町）	羽島郡広域連合消防本部 予防課 〒501-6088 羽島郡笠松町美笠通3-25	T E L	058-388-1198	F A X	058-387-7064	東濃地区	多治見市	多治見市消防本部 予防課 〒507-0828 多治見市三笠町2-21	T E L	0572-22-9233	F A X	0572-21-0022			
		E-mail yobo@hashimagun-fd.jp													
大垣市、神戸町、安八町、輪之内町、池田町	大垣消防組合消防本部 予防課 〒503-0933 大垣市外野3-20-2	T E L	0584-87-1512	F A X	0584-87-1515				土岐市	土岐市消防本部 予防課 〒509-5112 土岐市肥田浅野笠神町3-11	T E L	0572-54-3129	F A X	0572-55-5406	
		E-mail yobou@ogaki-syoubou.or.jp													
海津市	海津市消防本部 予防課 〒503-0655 海津市海津町福岡460-2	T E L	0584-53-4949	F A X	0584-53-3636	瑞浪市	瑞浪市消防本部 予防課 〒509-6101 瑞浪市土岐町112-1	T E L			0572-68-2001	F A X	0572-66-1080		
		E-mail yobo@city.kaizu.lg.jp													
養老町	養老町消防本部 予防課 〒503-1392 養老郡養老町高田798	T E L	0584-32-1510	F A X	0584-32-2004			恵那市	恵那市消防本部 予防課 〒509-7203 恵那市長島町正家1015-2	T E L	0573-26-0296	F A X	0573-26-0120		
		E-mail yobouka@town.yoro.gifu.jp													
垂井町、関ヶ原町	不破消防組合消防本部 予防課 〒503-2121 不破郡垂井町2466-2	T E L	0584-23-3996	F A X	0584-22-1914	中津川市	中津川市消防本部 予防課 〒508-0045 中津川市かやの木町1-10			T E L	0573-66-1619	F A X	0573-65-5390		
		E-mail fuwa-yobou@citrus.ocn.ne.jp													
揖斐川町、大野町	揖斐郡消防組合消防本部 予防課 〒501-0565 揖斐郡大野町中之元824	T E L	0585-32-2553	F A X	0585-35-2797			下呂市	下呂市消防本部 予防課 〒509-2202 下呂市森363-1	T E L	0576-25-6188	F A X	0576-25-6135		
		E-mail yobou@fd-ibi.jp													
中濃地区	関市、美濃市	中濃消防組合消防本部 予防課 〒501-3906 関市西欠ノ下5	T E L	0575-23-9008	F A X	0575-22-9535	飛騨地区			飛騨市	飛騨市消防本部 予防課 〒509-4256 飛騨市古川町高野251-1	T E L	0577-73-6199	F A X	0577-73-6299
			E-mail yobou@chunou-119.jp												
	郡上市	郡上市消防本部 予防課 〒501-4221 郡上市八幡町小野4-4-1	T E L	0575-67-1219	F A X	0575-67-1215		高山市、白川村	高山市消防本部 予防課 〒506-0004 高山市桐生町3-208			T E L	0577-32-3027	F A X	0577-35-3599
			E-mail yobouka@city.gujo.lg.jp												

令和7年度保安検査・立入検査重点指導事項について

○帳簿の適正な整備について

例年、帳簿について重点的に指導していますが、必要な帳簿（台帳）を整備していない、記録していないなどの指摘がありました。そのため、令和7年度も引き続き帳簿の備付状況、記載事項（記載もれがないか）、保存状況（保存期間）等を確認させていただきます。

台帳により管理することは、適切な設備の運用、点検・検査を行うことにつながり、事故防止や災害時の適切な対応につながります。台帳や点検表の記入は事業所内で統一し、修正を行う場合は二重線を引き訂正してください。修正テープや消えるペン（フリクションペン）の使用をしないようお願いします。

○災害時の対応（危害予防規程及び保安教育計画の作成、取り組み）

毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。現在も南海トラフ地震など大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況です。地震などにより引き起こされる高圧ガス施設の被害を最小限に食い止め、二次災害を防止するためにも、災害リスクを予め整理し、防災対策を推進していくことが重要です。

高圧ガス保安法は高圧ガスによる災害を防止することを目的としており、事業者は危害予防規程及び保安教育計画を作成し、確実に実践していく必要があります。事故時に確実に緊急時の措置を行うことができるよう、危害予防規程の中でルール化・マニュアル化していますが、保安教育の中で危険時の措置・訓練方法等を事業者や従業員に認識させることが大切です。

危害予防規程について

- (1) 危害予防規程に記載すべき内容（※）が書かれているか。（第1種製造者）
- (2) 危害予防規程を定期的に見直し、現状に即しているか。（第1種製造者）

（※）一般高圧ガス保安規則第63条第2項、液化石油ガス保安規則第61条第2項、
冷凍保安規則第35条第2項参照

保安教育について

(1)保安教育計画を作成しているか。（第1種製造者）

(2)保安教育スケジュールどおりに実施されているか。（第1種製造者、第1種貯蔵所）

・保安教育実施者は誰か。・保安教育受講者は誰か。・協力会社も対象としているか。

(3)教育内容

・設備の取扱い、操作等　・高圧ガスの性質に関すること　・容器等の取扱い

・異常時の対応　・未経験従事者に対する教育　・他部署従事者に対する教育

(4)保安教育の記録をつけているか。

○必要な届出事項について

令和6年度の立入でも、必要な届出がされていない事例が見られました（代表者、高圧ガス製造施設等変更等）。適正な業務管理のためには、必要な届出をしなければいけませんので、届出状況の確認をさせていただきます。

○警戒標及びバルブ等の操作に係る適切な措置について

各技術上の基準に適合していることは、法令遵守はもちろん、事故を防止するうえで非常に重要です。操作間違い、点検不備等のヒューマンエラーに起因する事故が県内で発生していることから、非常に基本的な事項ではありますが、適切な個所に表示があるか、文字が消えかかっているか、ひどい汚れがないか等を改めて確認させていただきます。

日常点検等で日々確認いただいていると思いますが、毎日作業をしていると、見落としがちになってしまいますので、今一度基準に適合しているか確認し、適合していなければ、保安検査の時までに修繕されることを期待します。

製造・貯蔵・消費に係る連絡事項

1 手数料

- ・令和6年度と同様。

2 各種届出の担当者名等の記載

事業所（事務所）所在地欄がある各種届出においては、郵便番号及び電話番号を記載し、欄外に担当者所属及び氏名を記載すること。

また、届出の製造計画書等の最後に、工事業者又は供給業者の担当者氏名及び連絡先を記載すること。

3 高圧ガス製造施設等変更届

- ・次の事項に変更があった場合は、「高圧ガス製造施設等変更届書」を提出すること。

氏名又は名称、事業所の名称、事務所（本社）の所在地、事業所の所在地

変更を証する書類の提出は不要である

4 保安統括者等の選解任の届出

- ・保安統括者等の選解任届の提出時期は、次のとおり。

保 安 統 括 者 等	届 出 手 続
(1) ①保安統括者 ②保安統括者代理人	選解任したとき、遅滞なく ①高圧ガス保安統括者届出書（様式） ②高圧ガス保安統括者代理人届出書（様式）
(2) <u>保安技術管理者、保安係員</u>	<u>8月1日以降遅滞なく（前年8/1～7/31）</u> ・高圧ガス保安技術管理者等届出書（様式）
(3) 保安技術管理者代理人、保安係員代理人	選解任は必要であるが、届出は不要
(4) 特定高圧ガス取扱主任者	選解任したとき、遅滞なく ・特定高圧ガス取扱主任者届出書（様式）
(5) 保安監督者	選解任したとき、遅滞なく（県指導事項） ・保安監督者届書 ※市町村様式による。

- ・事業所においては、選任状況（選任日等）を記録しておくこと。
- ・届出様式を間違えて提出する事業者があるので注意すること。
- ・保安係員等が複数いる場合、1人の選解任時も保安係員等全て記載すること。

4-2 保安統括者等の選解任届の添付書類

- (1) 保安統括者は、事業所においてその事業の実施を統括管理する者であるので、職制上の地位がわかる書類を添付すること。
- (2) 保安係員、保安技術管理者及び特定高圧ガス取扱主任者については、免状等の写し、実務経験を証明する書類等を添付すること。
- (3) CE、オートスタンド、空気圧縮機等一定の資格等が必要な保安監督者については、免状等の写し（経験については履歴書、経歴書等）を添付すること。

5 保安係員の常駐

- (1) 高圧ガスの製造を行う時は、保安係員又は代理者が常駐し保安の確保を図ること。
- (2) 高圧型の蒸発器や液送ポンプを24時間使用する事業所は24時間常駐が必要である。
- (3) 24時間連続消費するが製造は受入時だけである事業所（窯業関係事業所等）では、夜間の保安係員の常駐は必要ない。

6 特定高圧ガス取扱主任者の職務

- (1) 3トン以上のLPガスを貯蔵し消費する事業所では、取扱主任者が保安確保の中心となる。当該事業所に勤務する従業員の中から取扱主任者を選任すること。
- (2) 夜間等に取扱主任者が不在となる事業所では、関係従業員に対する保安教育を充実させ、事故等の防止を図ること。
- (3) 夜間無人となる事業所では、異常発生時にすみやかに取扱主任者へ連絡が入り、適切な対応が取れるような体制とすること。

7 製造保安責任者免状等の免状交付

高圧ガス保安協会に事務委託しているので、免状交付、書換え及び再交付については、高圧ガス保安協会に申請すること。

高圧ガス保安協会

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

(フリーダイヤル) 0120-66-7966

8 変更許可が必要な変更工事

- (1) 主な完成検査が必要な工事（特定変更工事）
 - ・溶接を伴う変更の工事（認定試験者が工事を施工した場合を除く。）
 - ・耐震設計構造物に係る特定設備の取替え
- (2) 主な完成検査を要しない工事
 - ・圧縮機・送液ポンプの取替え（大臣認定品かつ溶接工事がなく、処理能力の変更の増減が20%以内の範囲に限る。）

9 軽微変更届

- ・高圧ガス設備以外の変更
- ・圧縮機・送液ポンプの取替え（大臣認定品かつ溶接工事がなく、処理能力の変更がない場合に限る。）
- ・弁類の取替え（大臣認定品に限る。）
- ・管類の取替え（認定試験者の工事施工した場合に限る。）
- ・製造施設の機能に影響しない高圧ガス設備撤去の工事

10 手続きの不要な変更工事

- ・充てんホースの取替え
- ・圧力計・温度計の取替え
- ・ボルト・ナット等消耗品の取替え

11 製造設備等の一括変更許可申請

平成10年4月1日以降可能となった。一括申請である旨を記載し、各々の変更工事の時期と内容が明確になる資料を添付すること。手数料は、一括で申請される複数の変更工事の各々の段階における処理能力の増加量（ただし、スクラップ・アンド・ビルドの場合は新施設の処理能力）に対応する金額を合算した金額とし、一括申請の際に全額納付すること。なお、完成検査に係る手数料は、各々の変更工事ごとに納付すること。完成検査証は変更工事ごとに交付する。

12 製造施設休止届

使用を休止した特定施設は、その期間が1年以上である場合は製造施設休止届を提出することにより、保安検査が免除される。再開前に保安検査を受検すること。

休止届には休止した施設の位置、範囲及び講じた措置を書面にて提出すること。

また、休止期間の限度は3年とし、さらに休止を継続する場合は再度休止届を提出すること。

13 日常点検

(1) 高圧ガスの設備又は消費設備（以下「製造設備等」という。）の使用開始時及び使用終了時には異常の点検を実施すること。

(2) 運転中の製造設備等について、1日1回以上作動状況について異常有無の点検を実施すること。

(3) 24時間連続製造等の場合は、製造等開始及び製造等終了はないので、1日1回以上でよい。ただし、年末年始等で設備を止める場合は、基準どおり終了時及び開始時の点検を実施すること。

(4) 日常点検の実施頻度・項目は事業形態にあわせて、各事業者で判断すること。また、これらを変更する場合、危害予防規程基準類の変更が必要な場合もあるので、各事業所で必要な措置を取ること。

14 月例点検の項目

ガス漏えい検知器、散水設備について適正に作動するか点検すること。（緊急遮断弁閉止秒数、散水設備起動秒数を記録すること。）

15 開放検査実施記録表の作成

高圧ガス製造設備について、設備ごとの開放検査の周期を明確にするため、「開放検査実施記録表」を作成すること。

16 定期自主検査記録・開放検査記録の提出

定期自主検査記録・開放検査記録は、前回の検査以降のものについて検査時に確認するため、提出は不要である。

17 自主保安の推進

高圧ガス保安法の改正趣旨を十分理解し、法令基準は最低限の基準であることを認識し、保安上何が必要なのか事業者自身が判断し、必要な事項は自主的に行うこと。

例：日常点検、保安距離の敷地内確保、バルク容器による貯蔵所のローリー散水
定期自主検査の回数、保安係員代理者の講習受講

18 消火設備

消火設備の点検周期は、高圧ガス事業所内のものについては厳密に言えば規定されていない。しかしながら、常時消火設備を使える状態にしておく必要があるので、各自消火設備の数量等を勘案し点検周期を定め、定期的に点検を実施すること。

19 配送車両での容器の夜間積載

翌日の配送のため、容器を積載した配送車両を夜間駐車しないこと。貯蔵の方法に係る技術上の基準の違反となる。

20 感震遮断装置の設置

地震発生時の漏えい事故を防止するため、製造所、貯蔵所とも感震遮断装置を設置すること。

21 製造所から貯蔵所への変更

貯蔵所の技術上の基準に適合する必要がある。耐震性能が基準に適合するか特に注意すること。第一種貯蔵所については定期自主検査を行う必要は法的にはないが、製造所と同様に実施することが望ましい。

22 工業用消費者への周知

工業用消費者に係る事故を防止するため、販売事業者は消費者に対し法に定められた周知を確実に行之、その旨を帳簿（保安台帳）に記載すること。

また、工業用消費者に対し、法に定められた施設基準について十分説明すること。

23 第二種貯蔵所の技術上の基準

(1) 第一種貯蔵所の技術上の基準と全く同じである。

(2) 工業用指導要綱の施設から変更する場合、散水設備の能力や警報器の性能に注意すること。

(3) 販売事業者、工事業者は基準を十分に理解し、事業者にアドバイスすること。

24 貯蔵所における開放検査

貯蔵所は保安検査の受検義務がないので、開放検査に係る規定は適用されないが構造上は製造事業所の貯蔵設備と変わりがないことから、従来どおり第一種製造事業所に準じて実施することが望ましい。

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

制定	20180328保局第2号	平成30年	3月30日
改正	20181217保局第1号	平成30年	12月21日
	20200619保局第2号	令和2年	7月1日
	20200727保局第1号	令和2年	8月4日
	20230316保局第1号	令和5年	4月1日
	20231212保局第1号	令和5年	12月21日

I 総則

1. 目的

本要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故が発生した場合の対応について、詳細を定めるものである。

具体的には、高圧法第36条第2項又は第63条第1項の規定により届出された事故及び石災法の特定事業所に係る事故の規模の分類等の詳細を定めるとともに、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ（以下「本省」という。）並びに産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における事故対応について定める。

また、「別添1」に事故が発生した地域を管轄する都道府県（当該地域が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該地域を管轄する指定都市。以下同じ。）が行うことが望ましい対応について記載する。

なお、「別紙」、「別添1～3」及び「様式1～3」は、各都道府県の保安担当部署に対して共有及び周知し、統一的な事故対応を図ることとする。

2. 事故の定義等

- (1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

（注）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。

- ① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下

同じ。)

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

(2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第23条第1項の異常な現象のうち事故に該当するものをいう。

(3) 移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

3. 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

① 死者5名以上の事故

② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの

③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの

④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故

⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれか

に該当する事故をいう。

1) B 1 級事故

- ① 死者 1 名以上 4 名以下の事故
- ② 重傷者 2 名以上 9 名以下の事故であって、①以外のもの
- ③ 負傷者 6 名以上 29 名以下の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が 1 億円以上 5 億円未満）を生じた事故

2) B 2 級事故

同一事業所において、A 級事故、B 級事故又は C 1 級事故が発生した日から 1 年を経過しない間に発生した C 1 級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C 級事故

A 級事故及び B 級事故以外の事故であって、次の「C 1 級事故」又は「C 2 級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) C 1 級事故

- ① 人的被害（負傷者 1 名以上 5 名以下かつ重傷者 1 名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故

（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 2 号、コンビナート等保安規則第 2 条第 1 項第 2 号、冷凍保安規則第 2 条第 1 項第 2 号の毒性ガスをいう。）

- ④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故

（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）

（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により附近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

2) C 2 級事故

C 1 級事故以外の事故

4. 人的被害の定義

人的被害の定義は、以下のとおりとする。

(1) 死者

事故発生後、5 日（120 時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。

(2) 重傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30 日以上の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。

(3) 軽傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者（自殺未遂者を除く。）。

Ⅱ 事故が発生した場合における対応

1. 本省における対応

事故が発生した場合の本省における対応について、以下のとおりとする。

(1) 事故に係る情報収集及び連絡

高圧ガス保安室（以下「高圧室」という。）のコンビナート保安担当補佐又はコンビナート保安係長（以下「担当者」という。）（不在の場合は企画担当）は、事故が発生した地域を管轄する監督部（以下単に「監督部」という。）から速やかに別紙の項目による事故報告を取りまとめ、事故の規模及び態様により本省関係者に連絡する。

なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加するものとする。

(2) 事故現場への高圧室の職員等の現地派遣

① A級事故が発生した場合、高圧室長は、監督部長に対し、監督部の職員の現地派遣を要請する。また、高圧室長は、必要に応じ、高圧室の職員を現地に派遣する。また、大臣官房技術総括・保安審議官は、必要に応じ、産業保安審議官又は高圧室長に現地派遣を指示する。

② B1級事故であって第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合について、高圧室長は、監督部長に対し、監督部の職員の現地派遣を要請する。ただし、以下の場合はこの限りではない。

1) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。

2) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、都道府県等の関係機関の調査の結果、故意に伴う事故であることが判明している場合。

3) 監督部からは事故現場が遠方であり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。

また、高圧室長は、必要に応じ、高圧室の職員を現地に派遣する。

③ 保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合には、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行い、又は、これに現地調査を委嘱することができる。

(3) 事故発生後の措置

① 事故発生直後の緊急措置

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧法第39条に基づく緊急措置を命じ、又は都

道府県に対し、その発動を要請する。（特定事業所に係る事故の場合は石災法第41条の2による。）

- 1) 事故により、火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
- 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
- 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれがあるとき

② 事故調査委員会

- 1) A級事故又はB級事故であって、事故原因の究明及び今後の対策の検討のため、専門家による組織的な調査が特に必要であると認めるときには、事故の内容に応じた学識経験者等により速やかに事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し調査を行うものとする。
- 2) 委員会は、当該事故調査に最も適切な学識経験者数名をもって編成するものとする。
- 3) 委員会は必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 4) 委員会は原因究明のため必要と認めるときは、関係機関の協力を得て事故の再現、実験等所要の実験研究を行うものとする。

③ プレス発表

A級事故又はB級事故が発生し、委員会の設置などの対応を行った場合には、必要に応じて、そのプレス発表を行う。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止対策等のために必要と認められるときは、次に掲げる対策を実施する。

- ① 事故の再発を防止するための対策（事故当事者に対する対策、関連業界に対する対策、法令、基準の見直し等）を検討し、確立する。
- ② 事故の内容（状況、原因、対策等）を広く公表し、注意を喚起するとともに、業界団体又は同種事業者に対し、注意書の交付、対策事項の指示、説明会の開催等により指導する。
- ③ 業界団体に対し、自主基準の作成若しくは改正又は自主的な点検の実施を要請する等、同種事故の発生防止のための自主的な対策の確立を要請する。
- ④ 高圧法第79条の2の規定に基づき、都道府県に対し、以下の要請又は指示を行う。
 - i. 保安確保の強化を要請するとともに、具体的な対策事項を示し、事業所の指導等を要請する。
 - ii. 事故当事者と同種事業所に対して、一斉立入検査の実施を指示する。（必要に応じ、高圧室の職員が参加する。）
- ⑤ 必要に応じて、高圧室は、監督部の担当課室に対して、前④に準じた指示を行う。

(5) 事故報告の整理・分析

- ① 監督部等から提出された事故報告書類は、系統立てて分類整理し、1年ごとに集計して公表する。
- ② 1年ごとに年間の事故の内容を分析し、その対策及び改善事項を集約するとともに、都道府県における保安検査、立入検査等において活用できるように周知する。

2. 監督部における対応

(1) 事故発生の連絡

事故の程度に関わらず、事故が発生したことを覚知したときには、速やかに電話等により本省関係者（高圧室の担当者を含む。）及び協会に連絡する。ただし、勤務時間外に覚知したB2級事故又はC級事故については、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。

連絡の際には、別紙に掲げる情報を収集する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加することとする。

(2) 事故現場への監督部職員の現地派遣

- ① A級事故が発生した場合、高圧室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）に掲げる事項について調査を行う。なお、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、職員に現地派遣を指示する。
- ② B1級事故であって第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合について、高圧室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）に掲げる事項について調査を行う。また、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、職員に現地派遣を指示する。
ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - 1) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。
 - 2) 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、都道府県等の関係機関の調査の結果、故意に伴う事故であることが判明している場合。
 - 3) 監督部からは事故現場が遠方であり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。
- ③ 事故現場に職員を派遣した監督部は、調査途中の経過を、高圧室の担当者に、随時報告する。ただし、高圧室の職員も現地調査に同行している場合は、この限りでない。

(3) 事故発生直後の緊急措置

① 緊急措置命令

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧室と相談のうえ、高圧法第39条に基づく緊急措置を命じ、又は都道府県に対し、その発動を要請する（特定事業所に係る事故の場合は石災法第41条の2による。）。また、都道府県の緊急措置の実施状況を確認し、必要な場合には、その実施内容について意見を述べる。

- 1) 火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
- 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
- 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

② 重要な事項については、必要に応じ本省に連絡し、指示を受ける。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止等のために必要と認めるときは、次に掲げる対策を講ずる。

- ① 事故当事者に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。この場合、必要に応じて実施結果を報告することを併せて指導する。
なお、当該指導を行った場合には、その内容を高圧室及び都道府県にも共有する。
- ② 事故の内容（原因、状況、対策等）を公表し、注意を喚起するとともに、監督部管内都道府県に対する周知、業界団体又は同種事業所に対する注意書の配布、改善事項の提示、説明会の開催等による指導を行う。
- ③ その他、都道府県と密接な連絡をとりつつ、監督部管内の事情に応じて、必要な対策を講じるとともに、その内容を高圧室に共有する。

(5) 事故報告

- ① 監督部はA級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に都道府県より様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）による事故報告書（中間報告書又は確報）を受け、速やかに高圧室及び協会に提出する。
- ② C級事故については、都道府県から提出された事故報告書を1か月分とりまとめ、速やかに高圧室及び協会に提出する。
- ③ 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、翌月10日までに中間報告書を受け、速やかに高圧室及び協会に提出する。
また、調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を受け、速やかに高圧室及び協会に提出する。

(6) 経済産業局との連携

監督部は、事故への対応に際し、必要に応じて、経済産業局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）と適確に連携を図るものとする。

備考）特定事業所に係る事故（高圧ガスに係る事故を除く。）の対応については、上記(2)～(5)に関わらず、事故発災都道府県の石油コンビナート等防災計画に定めるところにより対応することができる。

3. その他、様式 1 の参考として高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領を別添 2 に、様式 2 の参考として高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領を別添 3 に示す。

様式第 58 (一般則第 98 条関係)

様式第 57 (液石則第 96 条関係)

事故届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 (事業所の名称又は 販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

様

連絡担当者 所属
電話

氏名

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

高圧ガス保安法関係 災害事故概要 (令和6年1月～12月分)

番号	区分	事故名称	発生年月日	市町村	人的被害				物的被害	物質名	業種	事故概要
					死者	重傷	軽傷	計				
1	噴出・漏洩	窒素ガス漏洩事故	令和6年1月1日	高山市	0	0	0	0	無	窒素	消費	地震によってガス容器が転倒し窒素が漏洩した。
2	噴出・漏洩	冷媒ガス漏洩事故	令和6年1月5日	岐阜市	0	0	0	0	無	フルオロカーボン	消費	室外機の導管が脱落し、冷媒ガスが漏洩した。
3	噴出・漏洩	アンモニア漏洩事故	令和6年1月9日	瑞穂市	0	0	0	0	無	アンモニア	製造	冷凍設備の冷媒液面計取り出し部のバルブの不具合によりアンモニアが漏洩した。
4	その他	一酸化炭素中毒事故	令和6年1月12日	瑞浪市	0	0	2	2	無	一酸化炭素	製造	陶磁器の焼成炉（還元焼成）内で不完全燃焼により発生した一酸化炭素が炉の外部へと漏れて一酸化炭素中毒を引き起こした。
5	噴出・漏洩	アンモニア漏洩事故	令和6年1月19日	池田町	0	0	0	0	無	アンモニア	製造	冷凍設備の経年劣化により、アンモニア除外装置が自動で作動し、アンモニアが漏洩した。
6	火災	ガスボンベ火災事故	令和6年2月3日	下呂市	0	1	0	1	有	アセチレン	製造	アセチレンガスボンベに付属する圧力調整器を操作中に発火した。
7	火災	乾燥炉火災事故	令和6年5月13日	多治見市	0	0	0	0	有	プロパン	製造	窯業工場内のパッチ式乾燥炉において、当該乾燥炉に設置されている炉内温度センサーの故障により、乾燥炉内の温度が上昇し、火災が発生した。
8	噴出・漏洩	LPGガス漏洩事故	令和6年6月29日	各務原市	0	0	0	0	無	LPG	その他	LPGガスボンベを積載したトラックのタイヤがバーストし、路肩停車中にボンベの安全弁が作動しLPGガスが漏洩した。
9	噴出・漏洩	冷媒ガス漏洩事故	令和6年7月2日	多治見市	0	0	0	0	無	フルオロカーボン	消費	経年劣化により空調機器室外機の導管のろう付け部から冷媒ガスが漏洩した。
10	噴出・漏洩	炭酸ガス漏洩事故	令和6年7月29日	池田町	0	0	0	0	無	炭酸ガス	製造	冷凍設備付属の炭酸ガス調節器のセンサーが故障し、炭酸ガス受液器内の圧力が上昇し、安全弁が作動して炭酸ガスが漏洩した。
11	火災	手押しライナー等火災事故	令和6年8月19日	各務原市	0	0	0	0	有	LPG	その他	道路路面作業中に手押しライナーのLPGガスバーナーを火力を弱めた状態で移動していたところ、荷台の物品に火が付き、火災が発生した。
12	噴出・漏洩	LPGガス漏洩事故	令和6年9月12日	各務原市	0	0	0	0	有	LPG	その他	LPGガスボンベをテールゲートリフターの昇降板に乗せて降下した際に、ボンベが落下してバルブが緩みLPGガスが漏洩した。
13	噴出・漏洩	アンモニア漏洩事故	令和6年9月17日	池田町	0	0	0	0	無	アンモニア	製造	冷凍設備の冷凍機吐出バルブグランド部が経年劣化により徐々に緩み、冷媒が漏洩した。
14	喪失・盗難	LPGガス容器の喪失事故	令和6年9月13日 (不明数量確定日)	—	0	0	0	0	有	LPG	消費	販売事業者が貸与した容器を調査したところ、LPG容器92本の所在が不明であることがわかった。
15	火災	自動車工場における火災事故	令和6年11月28日	山県市	0	0	1	1	無	アセチレン 酸素	製造	車両整備のため、パーツクリーナーを噴射した後、可燃性蒸気が十分に除去される前に、ガス溶接機を使用し、引火して火災となった。
16	火災	乾燥設備における火災事故	令和6年12月23日	山県市	0	0	0	0	有	LPG	製造	乾燥設備内の清掃不良により、装置稼働時に循環用ファンの風に煽られ、舞い上がった紙粉の固まりがバーナー装置の火に触れ着火して火災となった。

注) 速報による内容が含まれていること等により、今後、記載内容が変更となることがあります。

事故件数	16件		
火災	5	喪失・盗難	1
破裂・破損	1	その他	1
噴出・漏洩	8		